

京田辺市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年3月5日

京田辺市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

京田辺市においては、農業の担い手の高齢化や後継者不足から、耕作放棄地の増加という課題に直面しており、それに向けた対策を図ることが求められている。また、本市は平野部と中山間部が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを検討する必要がある。

平野部では、まとまった農地を生かし、米、ナス、えびいも等の生産が盛んに行われているが、米価の下落、肥料の高騰等による収益の悪化が課題となり、中山間部では、有害鳥獣による農作物への被害等、営農継続が困難な地域も見受けられる。このような状況の中、各地域で地元に適した魅力ある農産物の生産や、「京都田辺茄子」「京田辺玉露」「京たけのこ」等の農産品のブランド化を通じて、農業の活性化に取り組んでいく必要がある。

今後、農家の高齢化等によって、遊休農地の急激な発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図等を明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、京田辺市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する京都府の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する京田辺市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年4月)	1,009ha	15.9ha	1.5%
3年後の目標 (令和8年4月)	997ha	11.7ha	1.1%
目 標 (令和15年4月)	997ha	10.0ha	1.0%

注1：目標は、過年度の農地利用状況調査による現状等を考慮し、また、農地利用最適化交付金事業実施要綱等における農地利用の最適化に向けた活動の実施による成果の「遊休農地の発生防止・解消」の遊休農地率1%以下を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・ 農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- ・ 利用意向調査の結果を踏まえ、農業委員と推進委員の相談活動を基本に農地の利用関係の調整を行う。
- ・ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に反映し、正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- ・ 農家の意向を踏まえた、農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- ・ 既に山林化、原野化し、農地への復旧が困難な土地、又は復元しても営農の継続が困難な土地については、地域の意向及び農業振興地域の整備に関する法律との整合を図りながら、非農地判断を慎重に検討する。特に、中山間部においては、「地域計画」に位置付けられた「守るべき農地」に該当しない土地については、地域の意向を十分尊重した判断を適切に行う。

④ 遊休農地等に対する農地活用方法について

- ・ レモン・ジャバラプロジェクト活動をきっかけに、各地域で地元に適した魅力ある農産物、付加価値の高いブランド力のある農作物を模索し、これらの活動を通じて遊休農地の発生防止・解消に繋げる。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年4月)	1,009ha	286.0ha	28.3%
3年後の目標 (令和8年4月)	997ha	403.5ha	40.4%
目 標 (令和15年4月)	997ha	600.0ha	60.1%

注1：京田辺市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成27年6月作成）」の中の「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積目標」は、本市農振農用地の50%(400ha)となっている

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主 業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就 農者	基本構想水 準到達者	特定農業団 体その他の 集落
現 状 (令和5年4月)	807戸 (49戸)	49経営体	7経営体	32経営体	3団体
3年後の目標 (令和8年4月)	807戸 (49戸)	51経営体	7経営体	35経営体	5団体
目 標 (令和15年4月)	807戸 (49戸)	41経営体	7経営体	37経営体	7団体

- 注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認しそれらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。
- 注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値である。
- 注3：目標数値は、累積目標である。市担当部局と調整の上記入。
- 注4：基本構想到達者とは、京田辺市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」内で定められている（主たる農業従事者1人あたり500万円の所得）、年間労働時間（主たる従事者2,000時間）程度の水準を実現できるものを指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と、概ね2～3年毎の見直しに主体的に協力。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、京田辺市、農地中間管理機構、JA京都やましろ等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間部等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて農作業受託組織の育成、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年4月）	4人 (2. 1 ha)	0法人 (0. 0 ha)
3年後の目標 （令和8年4月）	10人 (3. 6 ha)	2法人 (0. 6 ha)
目 標 （令和15年4月）	20人 (7. 2 ha)	4法人 (1. 2 ha)

注1：過去3年間の実績より、令和5年4月から令和11年4月までの6年間で、12経営体の新規参入を目標とする。1年間の目標は2経営体とする。

注2：目標は累積の数値である。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- ・ 京都府、京田辺市、京都府農業会議、農地中間管理機構、J A 京都やましろ等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者等及び新規就農希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。
- ・ 京田辺市等と連携し、地域に合った農作業受託組織等の組織づくりに積極的に協力する。

② 企業参入の推進について

- ・ 担い手が十分でない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進に努める。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・ 農業委員会は、新規就農者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

④ 新規参入の促進の評価方法

- ・ 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

京田辺市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、京田辺市農業委員会は、次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用を推進
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業への活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの積極的な協力